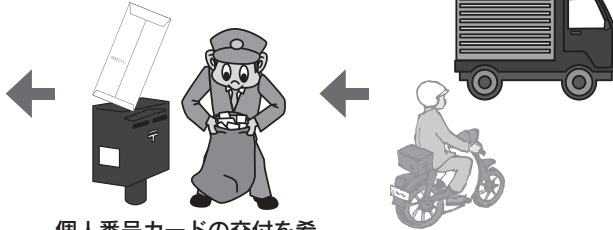


平成28年1月以降



市町村などでの社会保障・税・災害対策分野の行政手続きで、申請書へマイナンバーの記載を求められます。

平成27年10月以降



個人番号カードの交付を希望する方は、通知カードと同封の交付申請書に顔写真を添付して返信してください。交付は28年1月以降になります。

住民票の住所に「通知カード」が簡易書留で届きます。大切な書類です。間違っ捨てないでください。

マイナンバー制度が始まります。町民の皆さんにマイナンバー制度を知っていただくため、今回よりシリーズでわかりやすく解説していきます。



日の出町イメージキャラクター ひのでちゃん

おしえて！マイナンバーQ&A シリーズ①

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12けたの番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として変更されません。なくしたり漏えいしたりしないよう大切にしてください。

Q マイナンバーは何のために導入されるの？

マイナンバーは「社会保障」「税」「災害対策」の分野で各行政機関が管理する個人の情報をつなぐ役目を果たします。これによって行政の効率化や各種行政手続きの際の提出書類削減など、国民の利便性が向上します。

Q 住民票を有していない人にもマイナンバーは指定されるの？

マイナンバーは住民票を基礎にして作成されるため、国外に滞在している方など、住民票がない場合は指定をすることができません。住民票が作成されればマイナンバーが指定されます。

Q マイナンバーは希望すれば自由に変更することができるの？

マイナンバーは、原則として一生同じ番号を使っていたら、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいし、不正に使われるおそれがある場合に限り変更できます。

Q 個人番号カードをなくした場合には？

国の指定機関が、24時間365日体制で連絡を受け付け、一時停止措置などの対応を行うことができるコールセンターを開設計画です。

本人確認の方法 「番号確認」と「身元確認」

平成28年1月から、各種申請などにマイナンバーを記入していただく際、「マイナンバーが正しいことの確認（番号確認）」と「手続きを行う人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要となります。本人確認の基本的な方法は、次の3つの方法があります。

番号確認のための書類	身元確認のための書類
① 個人番号カード（1枚で番号確認と身元確認ができます）	
② 通知カード	運転免許証など
③ 住民票（個人番号付き）	（写真付きの身分証明書）

「マイナンバー」とは通称で、法律上の正式名称は「個人番号」といいます。



今回は「マイナンバーの利用」について説明します。

Q&Aは町HP内にも掲載してあります

★マイナンバー制度をかたる詐欺にご注意ください★

マイナンバー制度をかたり、マイナンバーや預金口座番号などの個人情報を聞きだそうとする不審な電話や訪問が各地で発生しています。役場などから電話でマイナンバーを聞き出したり、お金を請求することは**絶対にありません**。

マイナンバーに関する不審な問い合わせがあった場合は、

- ① マイナンバーや口座番号などを教えたり、お金を振り込んだりしない。
- ② 相手の名前や所属、要件などのメモを控え、家族などに相談する。
- ③ 「おかしい」と感じたら、最寄りの警察や町役場などに連絡をする。

問

通知カード・個人番号カード発行関係  
町民課窓口サービス係 内線 282  
それ以外のこと  
企画財政課企画係 内線 311

内閣官房マイナンバーコールセンター

☎ 0570(20)0178

平日 午前9時30分～午後10時

土日祝 午前9時30分～午後5時30分

年末年始 12月29日～1月6日を除く

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/

bangoseido/